

浦野家通信 6月

初夏の風が心地よい季節となりましたが、
お元気でお過ごしでしょうか？
梅雨冷えに体調を崩されませんように
お気を付けてください。

電子帳簿保存法の改正

電子帳簿保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など」を紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいいます。その内容の一部が改正されたため、メリットデメリットを理解しつつ今後対応していく必要があります。

6月の予定

6月12日（月）

- ・5月分 源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



6月15日（木）

- ・所得税の予定納税の通知



6月30日（金）

- ・4月決算法人の確定申告と納税
- ・10月決算法人の中間申告と納税
- ・7,10,1月決算法人の消費税の3か月ごとの中間申告
- ・5月分社会保険料納付



①クラウド会計の導入

・freeeやマネーフォワード等
→プリントアウトの必要がなく通帳やカードが連携できるため、資料を送る手間が省ける。ただコストがかかる。

②ストレージの導入

・オンラインストレージの契約や共有フォルダの利用
→①に比べてコストが安いですが自分で資料等の保存や管理をする必要がある

③その他

・電子取引のデータをPCフォルダに保存し、保存したデータをプリントアウトして保存する
→コストはかからないが、電子帳簿に対応できずデータ保存とプリントアウトの二度手間がかかってしまう

教育資金一括贈与の贈与税の 非課税措置の期限延長について

教育資金一括贈与とは、直系尊属である贈与者(両親・祖父母・曾祖父母など)が、30歳未満の直系卑属である受贈者(子供・孫・ひ孫)に、取扱金融機関との教育資金管理契約に基づいて教育資金を一括贈与した場合、受贈者1人あたり最大1,500万円(習い事等は最大500万円)までは、贈与税が非課税になる特例です。

この規定の適用期限が令和5年度の税制改正で3年間延長され令和8年3月31日までに延長されました。
延長されることとなりましたが、条件も厳しく改正されました。

改正のポイントを見ていきたいと思います。

① 今回の改正で贈与をした人が亡くなった時点で、教育資金として使いきれなかった残額は、贈与した人の相続財産に原則として加算されることとなりました。ただし、贈与を受けた人が次の要件に該当する場合には、加算の対象外となります。

- ・ 23歳未満の場合
- ・ 学校等に在学している場合。
- ・ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

② 贈与を受けた人が30歳に達した場合には贈与資金の残額について課される贈与税の税率が、一般税率に統一されました。

「ジブリパークとジブリ展」

神戸市立博物館では、現在、特別展として「ジブリパークとジブリ展」が開催されています。4月15日から始まり約1ヶ月ほどで、入場者数が10万人を突破したようです。どの世代にも親しまれるジブリの世界感を感じながら、昨年11月に愛・地球博記念公園にて開園となったジブリパーク制作の舞台裏をのぞくことができます。「サツキとメイの家」や「ネコバス」(となりのトトロ)の5分の1スケールでの模型やスケッチ画など、ジブリパークの貴重な制作資料が公開されています。特別展は、6月25日まで開催中です。



なごしのはらえ
夏越の祓 6月30日

「夏越の祓」とは、神社の境内で茅(ちがや)という草を編んでつくられた茅の輪をくぐって罪や穢れを落とすという行事のこと。今年前半の穢れを祓って無事に過ごせたことに感謝し、後半も元気に過ごせるようにという思いが込められているそうです。そんな茅の輪くぐりは日本神話に基づいているといわれています。

『昔、一人の旅人がある兄弟に一夜の宿を乞いました。弟は裕福であるにも関わらず旅人を冷たく断りましたが、兄の蘇民将来さんは貧しいながらも手厚く旅人をもてなしました。そして旅人は災厄を祓う茅の輪を授けました。そのおかげで疫病から逃れられ、子々孫々まで繁栄しました』